

組合交渉参加に係る職務専念義務の免除の取扱について

平成19年5月16日
職 員 課

職員団体又は労働組合(以下「組合」という。)と当局の適法な交渉については、勤務時間中においても職務に専念する義務の免除(以下「義務免」という。)により公務に支障のない範囲で承認を受けて参加することが認められている。

このたび、その取扱いの適正化・統一を図るため、組合交渉参加の根拠、義務免除の手続きなどを下記のとおり整理する。

記

1 根拠の明確化

職務に専念する義務の特例に関する規則に基づく義務免除
(平成19年3月人事委員会規則改正、平成19年4月1日施行)

2 「適法な交渉」に参加する場合の義務免の取扱い

(1) 適法な交渉の定義

適法な交渉とは、次の要件をみたす労使の話し合いをいう。

① 当局と組合が交渉の当事者であること

- 「当局」:当該組合を組織する職員に対して使用者である地方公共団体の機関であり、かつ、交渉事項について適法に管理し、又は決定することができる機関(労働基準法第36条の書面による協定等の場合には各所属長となる。)
 - 「組合」:地方公務員法第53条による登録を受けた職員団体(鳥取県職員労働組合)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第1項による労働組合(鳥取県現業公企職員労働組合)
- ※ 具体的に義務免の対象となる職員(組合員)の取り扱いについては(2)のとおり。

② 職員の勤務条件に関する事項に関する交渉であること

- 「勤務条件」:一般的雇用関係における労働条件にあたるもので、①職員に対する経済的給付に関する事項、②職員が提供すべき労務の量に関する事項、③職場秩序を含む執務環境に関する事項、④労務の提供に伴う便益に関する事項をいう。(ただし、管理運営に関する事項を除く。)

③ 予備交渉を経た交渉であること

- 「予備交渉」:交渉の議題、時間、場所、交渉にあたる者の員数などをあらかじめ取り決めるための準備手続
- 「交渉にあたる者の員数」:秩序ある能率的な交渉を確保するために必要な最小限の員数

(2) 義務免の対象となる職員及び時間

① 対象となる職員=組合の交渉代表者

- 組合が交渉事項の具体的な内容等を勘案して役員の中から指名した者及び組合が役員以外の中から委任した者

「役員」:執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員、特別執行委員、会計幹事

「委任」:各所属における適法な交渉においても、組合の交渉代表者となる職員は、組合から指名を受けた役員を除き、組合から委任を受けることが必要(その場合、適法な委任を受けたことを文書によって証明することが必要)。

※ 所属長は、職員から申請の際に提出される組合からの委任文書や交渉代

表者リストにより当該職員が該当者かどうかを判断。

② 対象となる時間＝適法な交渉に参加する時間

組合交渉の時間(交渉開始前の打合せなど交渉に付随する行為を行う時間を含む)及び通常の経路及び方法による会場までの往復移動に要する必要最小限の時間を対象とする。

(3) 適法な交渉の前提となる予備交渉の取扱いについて

予備交渉については、必要最小限の時間・人員によるものに限り義務免除の対象とする。(この場合、組合の委任を受けたものとみなす。)

3 適法な交渉以外の労使間の話し合いの取扱い

職場環境の改善等のため、必要に応じて職員からの意見聴取、職員との意見交換などの協議・話し合いの場をもつことを妨げるものではない。

4 手続きフロー

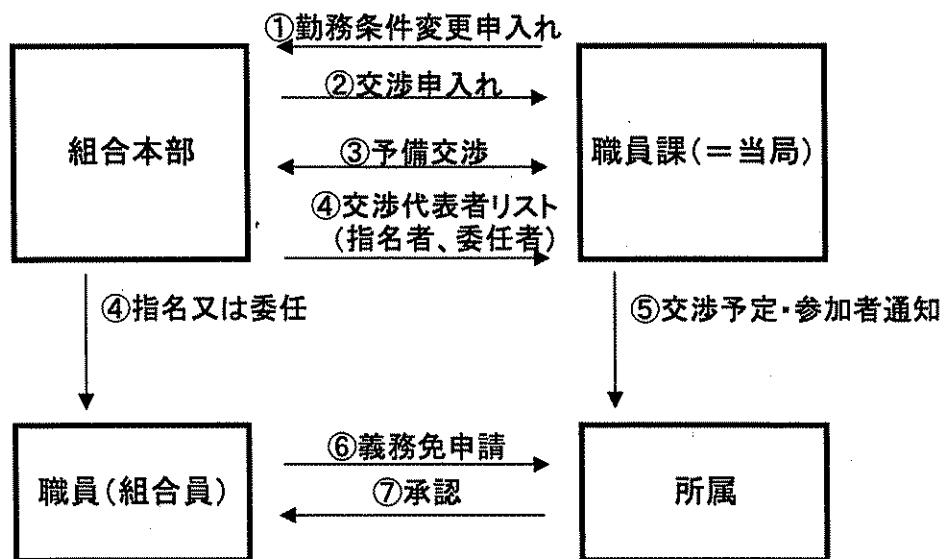
別添のとおり。

5 実施時期

平成19年度の組合交渉から実施

別添 組合交渉義務免除手続きのフロー

1 職員課＝組合本部交渉



2 各所属＝各支部交渉

